

告 示

埼玉県告示第三百三十八号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。ただし、収納代理金融機関の表株式会社東京都民銀行の項の改正規定、同表株式会社八千代銀行の項を削る改正規定及び同表しののめ信用金庫の項の改正規定は、平成三十年五月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改め、同表株式会社東京都民銀行の項中「株式会社東京都民銀行」を「株式会社きらぼし銀行」に、「東京都港区六本木二丁目三番十一号」を「東京都港区南青山三丁目十番四十三号」に改め、同表株式会社八千代銀行の項を削り、同表しののめ信用金庫の項中「国内に所在する店舗」を「同右」に改める。